

玉野市立田井小学校 P T A 細則

1. 各部代表の選出について
 - (1) **学級役員選出会**において、2名選出する。
 - (2) 年度中に代表が欠けた場合は、当該部会で選出し、幹部役員会で承認する。
 2. 紙上選挙による学級役員の選出について
 - (1) 学級役員は **3名** とする。
 - (2) 選出方法
 - ① 投票用紙には **3名** を記入する。
 - ② 投票の多い順に **5名** を候補者とし、その中から話し合いで **3名** を選出する。
 - ③ 兄弟姉妹関係で同時に選出された場合は、原則として、上の学年で選出する。
 - (3) 原則として、児童ひとりについて1回、学級役員の責を果たせば良い。
但し、選出対象者が規定の数を割った場合はこの限りではない。
また、選出を免除されるものについては、幹部役員申し合わせで詳細を定める。
 3. 学級役員の各部の所属について
学級で話し合いの上、所属する部を決定する。
 4. 幹部役員会（執行機関）について
 - (1) 幹部役員会は、以下の14名程度の執行部役員（兼任を含む）と **6名**（3部会2名ずつ）の各部代表、合わせて20名程度で構成する。

会長	1名	会計	2名程度（学校1名）
副会長	6名程度（学校1名）	会計監査	3名程度
書記	2名程度（学校1名）		
 - (2) 幹部役員は、学級役員を兼ねることはできない。
 - (3) 必要に応じて会長代理1名を置くことができる。
 5. 評議員会（議決機関）について
 - (1) 評議員は学級役員がこれにあたる。
 - (2) 評議員会は、**3名** × 学級数の評議員で構成する。
 - (3) 幹部役員は評議員会に出席はするが、議決権は持たない。
 6. 移行期間の措置について
役員選挙の規定変更が行われた場合、移行期間については幹部役員会申し合わせにより別途定める。
- 附則
- 1 この細則は平成10年3月より施行する。
 - 2 この細則は平成12年4月18日に改正する。
 - 3 この細則は平成15年4月に改正する。
 - 4 この細則は平成17年1月に改正する。
 - 5 この細則は平成22年4月に改正する。
 - 6 この細則は平成30年4月に改正する。
 - 7 この細則は令和3年4月に改正する。
 - 8 この細則は令和6年8月に改正する。